

## 都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に基づく産業系区域の見直しについて

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更する。

## 1 廃止する土地の区域、予定建築物の用途、面積

## 原地区

土地の区域	予定建築物の用途	面 積
原の一部	流通業務施設	約 4. 2 h a

## 2 新たに指定する土地の区域、予定建築物の用途、面積

## 菖蒲町三箇地区

土地の区域	予定建築物の用途	面 積
菖蒲町三箇の一部	流通業務施設	約 2. 8 h a

## 江面地区

土地の区域	予定建築物の用途	面 積
江面の一部	流通業務施設	約 0. 5 h a

## 吉羽地区

土地の区域	予定建築物の用途	面 積
吉羽の一部 西の一部	工業施設	約 0. 7 h a
吉羽の一部 西の一部	流通業務施設	約 3. 6 h a

新たに指定する区域の面積合計	約 7. 6 h a
----------------	------------

## 3 変更理由

「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号」の規定に係る指定運用方針に基づき、産業系の土地利用が見込めない区域を廃止するものです。

また、同方針に定める基準を満たし、かつ、確実に産業系の土地利用が図られると認められる土地を新たに指定するものです。